官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通七三）　一
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一四五一）　八
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一四五二）　一〇
○肥料の登録が失効した件（同一四五三）
○港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件の全部を改正する件（国土交通一一五六）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一五七～一一六一）
○道路に関する件（近畿地方整備局一一四、一一五）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
第四十八回（令和八年度）エネルギー管理士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　七
会社その他
会社決算公告　七

省　令

○国土交通省令第七十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九条第一項、第九条第四項第四号、第十一条の二第一項及び第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月十七日　国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和四年国土交通省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置） **第四条**　法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　（略） 二　特定重要物資等の供給能力又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置 （関係者に対する協力の求めの申出） **第九条の二**　法第十一条の二第一項の規定による申出をしようとする認定供給確保事業者は、様式第十二の二による申出書を国土交通大臣に提出しなければならない。 （取組の実施の支障時等の報告） **第十一条**　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、法第十一条の二第一項の規定による申出をする場合を除き、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を報告するものとする。	（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置） **第四条**　法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。 一　（略） 二　特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置 （新設） （取組の実施の支障時等の報告） **第十一条**　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を報告するものとする。